

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きに係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和5年12月15日
支出負担行為担当官
北海道開発局網走開発建設部長 草薙 忍

1 業務概要

- (1) 業務名 遠軽開発事務所管内ほか 河川管理施設監理検討業務
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の調査を行い、調査結果をもとに変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討する。また、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の作成を行うとともに、経過観察を実施することとなった箇所のモニタリング計画案を作成することを目的とする。
主な業務内容は以下のとおりである。
・堤防外調査 一式
・河川管理施設監理案検討 一式
・河川管理レポート更新 一式
・危機管理（出水時、地震時、水質事故等）に関する対応 一式
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで。
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

- (1) 単体企業
- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとし

て、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 設計共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年12月15日付け北海道開発局長）に示すところにより、北海道開発局長から遠軽開発事務所管内ほか 河川管理施設監理検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けているものであること。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 当該部門の建設コンサルタント登録
- (2) 企業の同種又は類似業務の実績
- (3) 企業の過去の業務成績・業務表彰
- (4) 配置予定の管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、手持ち業務の状況
- (5) 配置予定の管理技術者の過去の業務成績・業務表彰
- (6) 配置予定の管理技術者の網走開発建設部管内・北海道内での業務実績の有無
- (7) 当該業務の実施体制（主たる部分の再委託予定の有無等）

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
 - ・管理技術者について
資格、同種又は類似業務の実績、業務成績・業務表彰、網走開発建設部管内・北海道内での業務実績の有無。
 - ・担当技術者について
資格、同種又は類似業務の実績、網走開発建設部管内・北海道内での業務実績の有無。
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性ほか。
- (3) 評価テーマに関する技術提案
- (4) 参考見積

5 手続等

(1) 担当部局

〒093-8544 北海道網走市新町2丁目6番1号

北海道開発局網走開発建設部契約課 入札スタッフ

電話 0152-44-6152 電子メール hkd-ab-nyusatsu@ki.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、令和5年12月15日から令和6年2月1日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記5(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和5年12月15日9時00分から令和5年12月25日12時00分までに、電子入札システ

ムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記 5 (1)に同じ。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和 6 年 1 月 17 日 17 時 00 分から令和 6 年 2 月 1 日 12 時 00 分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記 5 (1)に同じ。

6 その他

- (1) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (2) 上記 2 (1) イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業又は 2 (2) に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記 5 (3) により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (3) 詳細は説明書による。